

## 「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）」の考え方（案）

本資料では、「別紙」で示す計画の構成ごとに記載内容の方向性や、記載に当たって確認すべき事項を示しています。

### 第1編 全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針（マスタープラン）

#### 1. 全市的なユニバーサルデザインのまちづくりの方針

##### (1) 明石市の現況

資料③-2 参照

##### (2) 策定方針・基本理念

本計画は全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、全市域を対象としたユニバーサルデザインのまちづくりの方針を記載することとします。

現行のバリアフリー法や、現在検討中の「(仮称)あかしインクルーシブ条例」の内容に基づき、2002年（平成14年）に策定した「明石市交通バリアフリー基本構想（以下「現基本構想」という。）」及び昨年度に策定した明石駅周辺を重点モデル地区とする「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画」の内容を踏まえて策定することとします。

#### **基本理念（案）**

誰もが「出かけることができる」「出かけたくなるまち」を目指し、ユニバーサルデザインの考えに沿ってまちづくりを進め、ユーザビリティの向上を図る。

#### 2. ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針

##### (1) 主にハード整備に係る事項

###### ① 共通

バリアフリー基準の適合にむけた取組を全市的に進めるとともに、基準にとらわれず、利用者等の意見や要望を考慮した、ハードとソフトの観点からユニバーサルデザインを進める。

###### ② 公共交通（鉄道・バス・タクシー・旅客船）

高齢者、障害者等の安全・円滑な移動経路の確保、バリアフリー化された車両等の普及、誰もがどこでも移動できる、切れ目のない交通体系の構築、乗務員の接遇向上や、筆談や点字ブロック等の適切な情報提供に努める。

###### ③ 建築物／路外駐車場／公園

小規模な飲食店、商店、事業所も含めた市内全ての施設について、安全・円滑な経路の確保、障害者や子育て世代等の利用も想定したトイレの設置、施設利用に関連したわかりやすい情報提供等に努める。

#### ④ 道路／横断歩道・信号

安全・安心な歩行空間の確保のための交通安全対策を進めるとともに、休みながら歩ける施設の設置や案内誘導の充実による快適性の向上に努める。併せて、移動時のバリアとなる放置自転車等の軽減に向けた対策や意識啓発を進める。

### (2) 心のバリアフリーに関する事項

市民一人ひとりの障害等に対する理解を促進し、特性に応じた接し方や配慮についての理解を深めるため、研修や交流等の機会を提供するとともに、民間事業者における理解の促進に向けた取組の促進等に努める。

### (3) 本市の独自の取組

#### ① ユニバーサルツーリズムの推進

訪れる人にとって過ごしやすいまちを、市民にとっても安心して出かけられるまちであることから、外国人旅行者も含めたすべての来街者が旅行を楽しむことができるよう、ユニバーサルツーリズムの取組への協力や推進に努める。

#### ② バリアフリー化等による災害時要配慮者支援の促進

地震や台風等の自然災害時等に、避難施設等のバリアフリー化、コミュニケーション支援ツールの活用等を通じ、安心して避難ができるよう、要配慮者対応の充実に努める。

### (4) 移動等円滑化に関する情報の収集・提供

高齢者、障害者等が外出しやすいまちを実現するため、利用者が施設利用や移動に際して事前に情報を入手できるよう、バリアフリー情報の積極的な公表・利活用に努めるとともに、ICT技術等の新技術の活用を検討する。

### (5) その他ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な事項

#### ① 計画の進捗管理・評価・見直し（当事者評価システム）

本計画策定後も、本協議会において当事者参画のもとで、継続的な進捗管理を行うとともに、5年を目途として評価・分析を行い、必要に応じて計画の見直しを行うことにより、スパイラルアップを図る。

#### ② 高齢者、障害者等の参画による施設整備、管理・運営の推進

ハード、ソフトの両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、施設の整備、管理・運営や心のバリアフリーの取組について、高齢者、障害者等の利用者の意見を聴き、それを反映していきながら、段階的なユーザビリティ向上を図る。

#### ③ 地域の主体的な取組との連携

行政や事業者主導の取組だけではなく、地域発案型のユニバーサルデザインのまちづくり活動と連携して取り組むよう努めるとともに、地域の実情に応じたユニバーサルデザインを進める。

#### ④ 関係者間の連携

ユニバーサルデザインのまちづくりの実現に向け、高齢者、障害者、妊婦、乳幼児連れの方、外国人等多様な主体を対象とした施策を、関係機関や市役所の各部署が連携を図りながら推進する。

### 3. バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区(移動等円滑化促進地区)の指定

全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるに当たり、特に多くの利用者が想定される駅周辺を、バリアフリー法に基づき、「バリアフリー化の促進が優先的に必要な地区(移動等円滑化促進地区)」として位置づけ、各地区内の高齢者・障害者等が日常生活等で利用する施設(生活関連施設)及び当該施設の相互間の経路(生活関連経路)の指定並びにこれらにおけるユニバーサルデザインのまちづくりの方針を設定します。

また、移動等円滑化促進地区のうち、整備の優先順位を考慮しながら、鉄道駅や道路のバリアフリー化事業など個別のハード事業の具体化が見込める地区を「重点整備地区」として指定し、具体的な事業の内容を「第2編(基本構想)」に記載します。

以下、地区指定についてご審議いただきたい内容を記載しています。  
地区の指定方針について承認を頂いたのち、第2回協議会以降に、地区ごとの生活関連施設・生活関連経路の指定、方針等についてご審議いただきます。

#### ◆確認事項①：移動等円滑化促進地区について

##### 【移動等円滑化促進地区の設定要件】

- ① 高齢者・障害者等が、日常生活等で常に利用する施設が複数立地すること
- ② これらの施設が徒歩圏内(概ね4km<sup>2</sup>)に集積し、施設間の移動が徒歩であること
- ③ バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であること

##### 【促進地区設定の考え方(案)】

- ① 本市の地理・施設立地状況等から、駅を中心にした区域に都市機能や居住地域が集中しているため、多くの市民や来訪者が利用する駅周辺の地区を設定。
  - ② バリアフリー法の対象となる 1日の乗降客数3,000人以上の駅を含み、かつ、当該駅から徒歩圏(概ね半径500m、施設の立地状況等によっては1km以内)に、当該駅以外に2か所以上の主な施設(不特定多数の市民、高齢者・障害者等が常に利用する施設)が立地する駅の周辺とする。
  - ③ 現基本構想で重点整備地区(3か所)、準整備地区(7か所)とされていた地区については、促進地区とする。
  - ④ 今後の社会状況やまちづくりの進捗動向に応じて、駅周辺以外での地区設定、地域や当事者発案型の地区設定することも検討する。
- ※ 地区外であっても、まちの状況に応じたユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。

## ■ 移動等円滑化促進地区（案）（11地区）

①	JR朝霧駅 周辺地区	②	JR・山陽電鉄 明石駅 周辺地区
③	JR西明石駅 周辺地区	④	JR大久保駅 周辺地区
⑤	JR魚住駅 周辺地区	⑥	JR土山駅 周辺地区
⑦	山陽電鉄 西新町駅 周辺地区	⑧	山陽電鉄 林崎松江海岸駅 周辺地区
⑨	山陽電鉄 中八木駅 周辺地区（※）	⑩	山陽電鉄 東二見駅 周辺地区
⑪	山陽電鉄 西二見駅 周辺地区		

※ 山陽電車・中八木駅については、現時点で1日の乗降客数3,000人未満であるものの、近年利用客の増加が続き、数年以内に3,000人を超えることが見込まれること、また、駅のバリアフリー化の検討が進められていることから、促進地区として指定することとします。

## 第2編 事業を重点的・一体的に実施することが必要な地区の方針（基本構想）

### 1. 重点整備地区の指定

◆確認事項②：重点整備地区（事業を重点的・一体的に実施することが必要な地区）について

#### ②-1 重点整備地区の考え方（案）

移動等円滑化促進地区のうち、バリアフリー化が特に必要な地区で、核となるハード事業（公共交通、道路、交通安全、都市公園、路外駐車場、建築物等）の実施が見込める地区は、「重点整備地区」として、具体的な事業内容等を「第2編（基本構想）」に記載します。その内容に基づき、各事業者が事業計画を作成し、事業を進めます。

#### ②-2 重点整備地区ごとの策定スケジュールについて（案）

まちづくりの進捗状況、核となるハード事業の事業見込み等を踏まえ、以下の促進地区を「重点整備地区」に位置付け、重点整備地区ごとに事業内容等を「第2編（基本構想）」に記載することとします。

他の促進地区についても、核となるハード事業の実施の目途が立った段階で、「重点整備地区」に指定し、事業内容等を「第2編（基本構想）」に追記することとします。

#### 2019年度（令和元年度）策定

- ① 山陽電鉄 林崎松江海岸駅 周辺地区
- ② JR・山陽電鉄 明石駅周辺地区（暫定版）
- ③ JR 西明石駅 周辺地区（暫定版）

#### 2020年度（令和2年度）以降に策定

- ① JR・山陽電鉄 明石駅 周辺地区（確定版）
- ② JR 西明石駅 周辺地区（確定版）
- ③ JR 大久保駅 周辺地区
- ④ 山陽電鉄 中八木駅 周辺地区

### 【今年度（2019年度）】

#### (1) 山陽電鉄 林崎松江海岸駅 周辺地区

- 本地区には、本市の地域福祉活動の拠点である市立総合福祉センターが立地しており、本年5月には、共生社会の情報発信拠点となる同センター新館もオープンし、より多くの障害者等が林崎松江海岸駅を利用することが見込まれています。

- 現状では、同駅下り（姫路方面）ホームから同センター側に行くためには、階段のみの駅構内の地下通路を使用する、又は改札を出て約400m迂回する必要がある、現在、事業者による駅構内のバリアフリー化が検討されています。

## (2) JR・山陽電鉄 明石駅 周辺地区（暫定版）

- 本地区は、本市の中心核であり、交通ターミナル機能、商業機能、市民向け行政サービス施設等が集積しています。
- 昨年度中に策定した「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画」の目標が2020年度までとされていることから、今年度については、現基本構想の内容で継続すべき内容は継承しつつ、同計画に規定された取組を、各事業者が取り組むべき事業と位置付け、暫定版をとりまとめます。
- 来年度に、2021年度以降の取組等を検討し、「第2編（基本構想）」に追加することとし、確定版をとりまとめます。

## (3) JR 西明石駅 周辺地区（暫定版）

- 西明石駅は、山陽新幹線とJR・山陽本線が結節する、本市の広域的交通ネットワークの拠点となっています。
- 本地区は現在、今後のまちづくりについて検討が進められており、その内容に合わせて新たな基本構想の内容を検討する必要があります。
- 一方で、現基本構想に基づいてホームドア設置工事が進捗していることから、今年度においては、まずは、現行の構想に規定された内容を継承します。
- 今後のまちづくりの方向性について目途が立つ時期に合わせ、面的なバリアフリー環境を実現するため、「第2編（基本構想）」部分の検討に着手し、確定版をとりまとめます。

## 【来年度（2020年度）以降】

### (1) JR・山陽電鉄 明石駅 周辺地区（確定版）

【今年度（2019年度）】(1)に記載のとおり。

### (2) JR 西明石駅 周辺地区（確定版）

【今年度（2019年度）】(2)に記載のとおり。

### (3) JR 大久保駅 周辺地区

現在、JT工場跡地において、民間事業者による開発が進められようとしています。同跡地内の市有地（公共公益施設用地）に係る活用方針は検討中であることから、その検討状況を見ながら、「第2編（基本構想）」部分の検討に着手することとします。

### (4) 山陽電鉄 中八木駅 周辺地区

現在、事業者において、駅のバリアフリー化の検討が進められていることから、その検討状況を見ながら、「第2編（基本構想）」部分の検討に着手することとします。

## 「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画(仮称)」の構成イメージ

「(仮称)あかしインクルーシブ条例」の理念を具体化

バリアフリー法の理念である「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資する方策

「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画」を包含  
\* 2019年～2020年の短期計画

## 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）

バリアフリー法で新たに創設

移動等円滑化促進方針  
(マスタープラン)

## 第1編 全市的にユニバーサルデザインを進めるための方針

## (1) 基本理念

誰もが「出かけることができる」「出かけたくなるまち」を目指し、ユニバーサルデザインの考えに沿ってまちづくりを進め、ユーザビリティの向上を図る。

## (2) ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針

## ① 主としてハード整備に関する事項

公共交通、道路、交通安全、路外駐車場、都市公園、建築物等

## ② 心のバリアフリーに関する事項

## ③ 本市独自の取組

ユニバーサルツーリズムの推進、災害時要配慮者への対応

## (3) バリアフリー化の促進が必要な地区（移動等円滑化促進地区）の指定

バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区を指定

## (4) 生活関連施設と生活関連経路の指定

各地区内の、常に不特定多数の人が利用する施設（生活関連施設）と、その施設間を結ぶ経路（生活関連経路）を指定

## (5) (3)・(4)におけるユニバーサルデザインのまちづくりに関する方針

## (6) 行為の届出等に関する事項

## (7) 市が行う移動等円滑化に関する情報収集等に関する事項

バリアフリーマップ作成への協力・情報提供

## (8) その他、ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な事項

具体の事業化が見込める地区

改正バリアフリー法に基づき旧基本構想を見直し

基本構想

## 第2編 事業を重点的・一体的に実施することが必要な地区の方針

## (1) 重点整備地区の指定

## (2) 各重点整備地区における事業内容

事業内容、事業者、事業期間等を調整できる範囲で明記。

本計画に基づき、事業者は事業を推進。

公共交通特定事業・道路特定事業・交通安全特定事業・都市公園特定事業・

路外駐車場特定事業・建築物特定事業・その他事業

## (3) その他、重点整備地区におけるユニバーサルデザインのまちづくりに必要な事項

\* 今年度3地区について策定し、以降事業化調整が可能な地区について順次追加